

平成24年度事業計画書

目次

はじめに	1
I 啓発普及活動事業	2
1 広報・啓もう活動	2
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	2
(2) 東警協ウェブサイト	3
(3) パンフレット、各種資料等の作成、配布	3
2 犯罪抑止活動等補助	3
II 育成事業	3
1 教育研修会	4
(1) 教育幹部合宿研修会	4
(2) 教育幹部研修会	4
(3) 中堅幹部研修会（施設警備業務）	4
(4) 交通誘導警備業務指導者研修会	4
(5) 機械・輸送警備業務教育幹部研修会	4
2 警備員教育	4
(1) 現任教育	4
(2) 予備講習	4
3 職業訓練認定校	5
4 公安委員会講習	5
(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習・追加取得講習	5
(2) 機械警備業務管理者講習	5
(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	5
5 特別講習	5
III 調査研究指導事業	6
1 調査研究	6
(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究	6
(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究	6
(3) 警備業の実態把握調査研究	6
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	7
2 適正業務指導	7
(1) 警備員指導教育責任者研修会	7
(2) 施設警備業務経営者等研修会	7
(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会	7
(4) 機械警備業務管理者研修会	7
(5) 輸送警備業務管理者研修会	7
(6) 苦情・相談等の受理を通じた適正業務指導	7
(7) 適正業務パトロール	8
(8) (社)日本道路建設業協会との意見交換会	8
(9) 警視庁との意見交換会	8
IV 災害対策支援事業	8
1 環境構築	8
2 研修会・訓練等の実施	9
(1) 災害対策指導者訓練（1回 参加予定200名）	9
(2) 東京都総合防災訓練への参加（1回 参加予定100名）	9
(3) 電話連絡網招集伝達訓練（2回 警視庁、東警協、各地区で実施）	9
(4) 各地区における研修会、地域ごと及び所轄警察署ごとの訓練に参加	9
V 表彰等事業	9
1 優良警備員及び功労者等表彰	9
2 労務関係	9
(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2013（労働安全衛生大会）	9
(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）	9
(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者等研修会）	9
3 その他会員に限定する活動	10
(1) 業務別報告会（3回 各業務1回）	10
(2) 地区別報告会（8地区 各地区1回）及び研修会（各地区1～2回）	10
(3) 上級救命講習（定員各回30名 5回）	10
(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動	10
VI 書籍販売事業	10

はじめに

平成20年12月1日公益法人改革関連三法が施行されて3年が経過したところである。当協会は、平成24年度中に一般社団法人の移行認可申請をし、平成25年4月1日の登記を予定している。

それに伴い、本年度もこれまで推進してきた

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 災害対策支援を目的とする事業

などの公益事業を中心に、共益事業も含めて継続して事業展開していく。

さて、都内における刑法犯の認知件数は、平成15年以降9年連続して減少するなど、官民挙げた犯罪抑止総合対策の結果、治安は確実に改善している状況にあり、これには、国民の自主防犯行動を補完又は代行する警備業による諸活動の成果が大きく反映されている。

その反面、警備員が業務中に直接被害に遭った事件など、社会を震撼させる凶悪事件が依然として発生しているほか、高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺、ひったくりなどの悪質な犯罪、あるいは、減少はしているものの高齢者や少年の万引き犯罪が依然として後を絶たない状況にあり、治安情勢は予断を許さない状況にある。

この種犯罪は、現場警備員が直接遭遇・対処する機会が多く、安全産業として位置づけられる警備業においては、その時の的確な対応が社会の信頼を得る絶好の機会ととらえ、さらに、安全・安心を実感できる社会づくりのための業務を推進していく必要がある。

また、昨年10月1日「東京都暴力団排除条例」が施行されたことを踏まえて、条例の基本理念である「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」ことをさらに浸透させるとともに、警備業者から条例違反を出さないための諸対策をはじめ、改正警備業法の施行（平成17年11月21日）から5年が経過し、同法附則第11条に基づく関係規則等の見直し検討結果が、昨年1月警察庁から公表されたが、諸般の事情により、未だその内容は明らかになっていないものの、検定合格警備員の配置基準が示されることを踏まえた事前対策を的確に取っていく必要もある。

加えて、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、当協会の事業の一つの柱である災害支援活動事業に教訓を残した。それは、都内に大規模災害が発生したときに、警視庁から「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」に基づき出動要請があった場合、連絡方法、招集手段、招集場所等の具体的活動要領に支障を来すことが判明したことである。それらの解消を図るために、警視庁と協議をしながら協定等活動要領の見直しの作業を進めているところである。さらに、「災害時における支援協定及び広域協定に基づく警備業務の委託契約書並びに当該警備業務に係る共同企業体協定書」及び「災害時における交通誘導、警戒業務に関する広域相

互支援協定」の見直しの検討をし、より実効性のあるものにしていく必要がある。

さらには、毎年実施されている警視庁の警備業に対する営業所への立入結果を見ると、依然として業法違反が指摘されていることから、本年度も引き続き法令遵守等の各種研修会を開催し、適正な警備業務の実施とコンプライアンスに対する機運の醸成に努める。

これらのことを踏まえ、警備業を通じた「犯罪等に強い社会の構築」はもとより、警備業務の実施の適正、健全な発展と相俟っての警備員の資質の向上に真剣に取り組んでいく。

I 啓発普及活動事業

(定款上の事業～第4条第1項第1号「都民の自主防犯意識、自主防災意識の啓もう及びこれらの活動に対する協力事業」、第7号「関係行政機関等の行う防犯、防災その他事故防止活動に関する協力事業」、第8号「警備業に関する内外の意識の向上及び改善を目的とする機関誌の発行その他広報活動に関する事業」)

国民の自主防犯行動を補完又は代行する重要な役割を担う警備業は、安全な社会の基盤を形成する安全産業として発展し社会的信頼を高めてきた。そのような中、都内の刑法犯の認知件数は、平成15年以降9年連続して減少しているものの、社会を震撼させる凶悪事件をはじめ、振り込め詐欺やひったくりなどの身近な犯罪の発生が、「都民の体感治安」を悪化させている要因となっている。

また、東日本大震災の影響が都民の日常生活に大きな影響を及ぼしたこと、あるいは、台風などによる災害の発生が身近なものとなったこと等から、その対策が都民の大きな関心事となっていることは明らかである。

このことを念頭に、関係機関との連絡協調体制の一層の確立を図りながら、被害防止対策、災害時対策を広く一般に呼びかけるとともに、犯罪抑止につながる広報啓もう活動の実施、地域の防犯等の活動に大きく寄与している防犯ボランティア団体等に対する支援・協力、さらには、治安の維持に役立てるための情報を収集しその結果を分析・公開するなど、犯罪等に強い社会構築を推進していく。

1 広報・啓もう活動

調査研究活動により入手した犯罪情報、地震等の災害情報、労働災害情報等から得た防犯対策、防災対策等について広報啓発し浸透を図っていく。

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

警備業の情勢や各行政機関等からの情報を収集し、防犯対策、防災対策等の特集を組むとともに、警備業法関連規定Q&Aを継続するなど、一般都民にも役立つ情報を掲載し、会員はじめ関係機関、団体等へ配付するほか、協会ホームページにも掲載するなどし、自主防犯・防災意識の啓発普及を図る。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、上記記載のとおり、協会機関誌「とうけいきょう」の記事を掲載するほか、警察庁、警視庁、東京消防庁及び東京労働局などの関係機関の発する情報をはじめ、警備業法などの関係法令、規則の改正、施行等の各種情報の提供、資格取得講習、セミナー等の案内をタイムリーに、かつ、広く一般に公開していく。

(3) パンフレット、各種資料等の作成、配布

振り込め詐欺やひったくり等の被害防止、少年非行防止を呼びかけるためのチラシ、パンフレット、グッズ等を作成し、民間の防犯ボランティア団体に寄贈するとともに、会員が、全国地域安全運動、年末年始における警戒等あらゆる機会を通じて配布活動を実践するなど、地域のボランティア団体と一体となった防犯活動を展開し、被害防止の機運を醸成するための広報活動を行っていく。

2 犯罪抑止活動等補助

平成19年度から、地域の防犯活動を行っている民間のボランティア団体に継続して青色防犯パトロール車（青パト）の寄贈を行っているが、本事業は、各地域での防犯対策に大きな効果を挙げている。

青パトを活用した活動に都民の期待が強いことから、平成24年度も、犯罪発生状況、地域の需要等を勘案し寄贈を計画していく。

（平成23年度まで36団体に37台を寄贈）

II 育成事業

（定款上の事業～定款第4条第1項第2号「警備従事者に対する教育、訓練及び各種教材の研究開発に関する事業」、第3号「東京都公安委員会から委託された講習に関する事業」、第11号「警備員の検定に係わる登録講習機関が行う講習に関する事務受託事業」）

警備業務は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする生活安全産業として、国民の自主防犯行動を補完又は代行するという重要な役割と責任を担っている。

それを全うするためには、その業務を担う警備員に専門的な知識及び技能が必要とされる。加えて警備業務が適正に実施されるためには、さらにその知識及び技能を練磨し、厳正な規律に従って警備業務を行うことができる高い資質と倫理観を兼ね備えた警備員の育成が内外に強く求められている。

そのような警備員を育成、輩出するために、警備員はもとより各社の経営者等の教育幹部を対象にした研修会等を実施していく。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識、能力の向上を図ることを目的とした各種教育研修、訓練等を行っていく。これら研修会には、会員はもとより非会員にも広く参加を求める。

(1) 教育幹部合宿研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために合宿で実施する研修会

(定員80名 2泊3日 1回)

(2) 教育幹部研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために実施する研修会

(定員各回80名 1日 2回)

(3) 中堅幹部研修会（施設警備業務）

主として、施設警備業務を営む各社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、検定受検者の指導に活かすことを目的に実施する研修会

(定員各回80名 各1日 2回)

(4) 交通誘導警備業務指導者研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の教育指導者を対象に、検定受検者の指導に活かすことを目的に実施する研修会

(定員各回80名 各1日 2回)

(5) 機械・輸送警備業務教育幹部研修会

主として、機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために実施する研修会

(定員100名 1回)

2 警備員教育

警備業法第21条第2項に基づく警備員に対する教育を行い、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」に必要な警備業の専門的な知識、能力の向上を図る。

(1) 現任教育

警備業者で現に警備業務に従事させている警備員に対し、申し込みにより実施する教育

1日、6時間の教育を実施 (定員各回120名 52回)

(2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習を兼ねた現任教育の実施

(定員各回80名 40回)

3 職業訓練認定校

新任教育

警備業法第21条第2項に基づき、警備会社で新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、申し込みにより教育を実施する。

4日間、23時間の教育を実施 (定員 各回100名 12回)

当協会は、職業能力開発促進法に基づき、能力再開発訓練短期課程セキュリティ科の職業訓練認定を東京都から受けていることから、本教育の実施に当たっては、東京都との連携を密にして適正な教育を実施していく。

4 公安委員会講習

東京都公安委員会からの委託により、警備業法第22条に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習並びに各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を実施する。

(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習・追加取得講習

・ 1号警備業務	4回	定員各	150名(新規	120名	追加30名)	
・ 2号警備業務	2回	1回目	定員	140名(新規	100名	追加40名)
		2回目	定員	70名(新規	50名	追加20名)
・ 3号警備業務	2回	定員各	80名(新規	50名	追加30名)	
・ 4号警備業務	1回	定員	70名(新規	20名	追加50名)	
	合計	9回		1,040名		

(2) 機械警備業務管理者講習

3回	定員	各50名
	合計	150名

(3) 現任指導教育責任者講習 (定期講習)

・ 1号警備業務	3回	640名	
・ 2号警備業務	2回	410名	
・ 3号警備業務	1回	90名	
・ 4号警備業務	1回	90名	
	合計	7回	1,230名

5 特別講習

社団法人警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を次のとおり実施する。

・ 施設警備業務1級特別講習	5回	定員各回	99名
・ 施設警備業務2級特別講習	10回	定員各回	80名

・交通誘導警備業務 2 級特別講習	1 3 回	定員各回	9 9 名
・雑踏警備業務 1 級特別講習	1 回	定員	9 9 名
・雑踏警備業務 2 級特別講習	6 回	定員各回	8 0 名
・貴重品運搬警備業務 1 級特別講習	1 回	定員	9 9 名
・貴重品運搬警備業務 2 級特別講習	4 回	定員各回	9 9 名
合計	4 0 回		3, 6 5 6 名

Ⅲ 調査研究指導事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 1 項第 5 号「警備業務の適正化、警備業務に関する知識、技術の向上を図るための調査研究及び警備業務の需要動向に関する調査研究事業」、第 9 号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」)

犯罪の発生状況や災害で予想される被害状況を想定した防犯対策、防災対策等を研究し、啓発普及活動、災害対策支援活動等に活用する。

また、警備業の実態把握調査をはじめ、各種研修会等の機会にアンケート等を通じて収集した情報を分析・資料化し、各種研修会等、業務の遂行に必要な技術、能力、知識等を持った専門性の高い警備員を育成するために活用するなど、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」するために役立てていく。

加えて、警備業法が求める警備業務の実施の適正を図るため、警備業法をはじめ、関係法令等の改正等があった場合に漏れのないように周知・浸透させ、信頼される質の高い警備業務が行われるよう継続した対策を取っていく。

1 調査研究

警備業の実態把握調査をはじめとする、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集していくとともに、日常業務を通じて、消費者・警備業務に係わる者からの相談等から把握した現状の課題、対策等を研究し、今後の活動等に活かしていく。

(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究

「振り込め詐欺」「ひったくり」「万引き」などの犯罪発生状況、被害者の年齢等の特徴、地域別特徴等の情報を幅広く収集し、社会が求める犯罪抑止活動等に効果的な対策を研究する。

(2) 相談等の受理及び事件・事件事例等からの問題点等の研究

相談等の受理事例及び事件・事故の事例等から警備業に係わる課題等を把握し、その改善策を研究する。

(3) 警備業の実態把握調査研究

警備業者、警備員数、警備業務種別、資格取得者及び検定保有者等の実態を調査・分析し、必要とされる教育、講習等の研究をする。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

東日本大震災は、各社が行う警備業務や災害支援活動を行う上で大きな教訓となった災害であった。当協会が、宮城県下に災害援助隊を派遣して実際に活動を行って得た反省・教訓事項をはじめ、台風による洪水被害、タイの洪水被害などの教訓を研究し、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるために食料等の備蓄、必要な装備資機材の調達、各種訓練等に役立てていく。

2 適正業務指導

警備業法は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的としている。

現在、警備業は、国民の自主防犯行動を補完又は代行する安全産業として位置づけられ、その意味から、警備業者は、万難を排して法が求める事項を遵守し、その目的を達成する責任がある。そのことから、会社経営者はもとより経営に携わる会社幹部、警備員指導教育責任者等が一体となって警備業法等を理解し実践することが要求される。

しかしながら、警視庁が行う立入検査結果や行政処分状況から判断すると、一部に適正な警備業務が行われているとは言い難い面も散見されるところであり、信頼される適正な警備業務を行うことが喫緊の課題として浮上している。

そのため、警備業法等の周知、警備業務を取り巻く現状の課題と改善策の提言・指導など、関係諸官庁・機関と綿密な連絡を取り、時機に合ったタイムリーな研修会等を実施していく。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会 (定員 1, 800名 1回)

(2) 施設警備業務経営者等研修会

主として、施設警備業務を営む各社の経営者等を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会 (定員 250名 1回)

(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の経営者等を対象に、指導官庁から]から講師を招き実施する研修会 (定員 250名 1回)

(4) 機械警備業務管理者研修会

機械警備業務管理者を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会 (定員 100名 1回)

(5) 輸送警備業務管理者研修会

輸送警備業務を営む各社の管理者を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会 (定員 60名 1日 1回)

(6) 苦情・相談等の受理を通じた適正業務指導

警備業や消費者契約に関する相談等の受理を的確に行うために、平成22年

相談室のリニューアルをするとともに、相談ホットラインの設置及び相談専門員の委嘱など、相談コーナーの充実を図ったところ、数多くの相談等が寄せられているところである。適正業務の浸透と推進を図るため、会員はもとより、広く一般に広報し、継続して警備業務等に関する相談等に応じていく。

(7) 適正業務パトロール

交通誘導警備業務を営む各会社を主体に、全国交通安全運動とあわせて安全パトロール旬間を設定してパトロールを実施し、交通誘導時の合図等技術の向上を図るほか、道路工事現場の危険箇所の把握、安全に配慮した配置指導等適正な業務を行うために実施 (2回 春季、秋季)

(8) (社)日本道路建設業協会との意見交換会

交通警備業務担当理事以下代表者と(社)日本道路建設業協会関東支部代表者との間で、労務単価の問題や検定合格警備員の配置基準、安全対策等について意見交換するために実施 (1回)

(9) 警視庁との意見交換会

交通誘導警備業務担当理事以下代表者が、警視庁生活安全総務課及び警視庁交通規制課担当官から、配置基準、交通規制上の安全対策等について指導を仰ぎ適正業務に資するために実施 (2回)

IV 災害対策支援事業

(定款上の事業～第4条第1項第4号「警視庁との協定に基づく大災害発生時における支援活動等に関する事業」)

「犯罪等に強い社会を構築」するには、大災害をはじめ、大規模事件・事故等が発生した際における警備員の支援活動も重要な要素となる。この活動は、根拠となる警視庁と締結した「災害時における交通誘導警備業務に関する協定」及び近隣の1都10県の警備業協会が締結した「広域相互支援協定」に基づくものであるが、この協定に基づく活動要領を、東日本大震災を踏まえ実効性のあるものに見直しをしているところである。折しも、マグニチュード7級の首都直下地震が、近い将来に高い確率で発生するという報道があったが、これら有事の際にAED操作などの初歩的救命救急、あるいは交通誘導警備業務等、業務上の専門的知識と能力を持ち合わせた警備員が、警察力の補完として役立てるような環境構築と技術・技能向上のための指導者訓練を継続して行っていく。

1 環境構築

警視庁と締結している災害対策支援協定に基づく活動要領は、東日本大震災を踏まえ、災害対策委員会を中心に警視庁と協議をしながらより実効性のあるものに見直しをしているところであるが、さらに、支援要員の確保、緊急連絡網・体制の整備、備蓄食料等の確保などの整備を図っていく。

2 研修会・訓練等の実施

- (1) 災害対策指導者訓練 (1回 参加予定200名)
- (2) 東京都総合防災訓練への参加 (1回 参加予定100名)
- (3) 電話連絡網招集伝達訓練 (2回 警視庁、東警協、各地区で実施)
- (4) 各地区における研修会、地域ごと及び所轄警察署ごとの訓練に参加

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第9号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」、第10号「警備業務に関し、功労のあった者に対する表彰事業」、第12号「その他協会の目的達成のために必要とする事業」)

会員相互の支援、交流などの会員に共通する利益を図ることを目的とした活動の一環として、他の模範となる警備員を選考し表彰するなど、協会で率先して警備員の資質の向上を図るほか、警備業で共通する労務問題に対処するための研修会の開催、情報共有のための業務別及び地区別に意見交換会を実施する。

また、上級救命講習、不当要求防止責任者講習の受講希望者を募り受講機会を設けるなど、会員を対象にした警備業にも必要とされる資格取得を支援していく。

1 優良警備員及び功労者等表彰

表彰基準による優良警備員(1級及び2級)を選考表彰し、警備員の資質の向上を図るとともに、長年にわたって協会の育成事業等に貢献した者に対し、感謝状等を贈呈する。

2 労務関係

労働災害の防止等、警備業で共通する労務問題を主とした内容の研修会等を実施する。

- (1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2013(労働安全衛生大会)
労働災害防止のための表彰及び研修会 (定員300名 1回)
- (2) 適正業務研修会(施設警備業務労務管理者研修会)
主として、施設警備業務を営む会社経営者等を対象に、講師を招き実施する研修会 (定員250名 1回)
- (3) 適正業務研修会(交通警備業務労務単価実務者等研修会)
公共事業労務費調査に適正に対応するため、主として、交通誘導警備業務を営む各社の経営者及び経理等の実務者を対象に、専門家を招き実施する研修会 (定員100名 1回)

3 その他会員に限定する活動

- (1) 業務別報告会 (3回 各業務1回)
- (2) 地区別報告会 (8地区 各地区1回) 及び研修会 (各地区1～2回)
- (3) 上級救命講習 (定員各回30名 5回)
- (4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

ア 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、東京都公安委員会から委託されている公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」の受講者を募り、暴力団等反社会的勢力を排除する活動を支援する。(定員各回150名 3回)

イ 研修会

昨年10月1日、東京都暴力団排除条例が施行されたことに伴い、さらにその周知・浸透を図るため、指導官庁等から講師を招致し研修会を実施する。(定員各150名 2回)

ウ 暴力団追放都民大会への参加

VI 書籍販売事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第6号「警備用資器材の研究開発、関係図書の収集及び発刊並びにこれらの購入及び斡旋に関する事業」)

警備業務に関する書籍等を販売し収益を図る。